

ここがポイント! 自動車リサイクル法

〈 廃車にするとき 〉

廃車は、お近くの引取業者(新車・中古車販売店、整備事業者、解体事業者等)に渡し、永久抹消登録に必要な「**引取証明書**」を必ず受け取ってください。

※中古車として下取りに出した場合は、発行されません

廃車の証 「引取証明書」

使用済自動車引取証明書		引取日: 年 月 日
リサイクル券番号 (移動報告番号)		<引取者> 氏名・名称
車台番号		<引取業者> 登録番号
車名		氏名・名称 印
預託金額 (消費税込み)		事業所名称
<small>※本票は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車(車台)に引取業者の署名捺印に基づき当該使用済自動車の引取を求めた時に交付する書票となります。</small>		所在地
		TEL

〈使用済自動車引取証明書の例〉

廃車にする際、車検の有効期間が残っていれば、その期間に応じて**自動車重量税の還付**を受けられます。

車両	納付した重量税	車検残存期間に応じた還付金額			
		6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	
登録自動車	1.0t～1.5t	37,800円	9,450円	4,725円	1,575円
	0.5t～1.0t	25,200円	6,300円	3,150円	1,050円
軽自動車	8,800円	2,200円	1,100円	366円	

(還付金額の一例)

申請は、運輸支局などにおいて、永久抹消登録などの申請と同時にを行います。

●詳しくは国税庁ホームページ/申告・納税手続/電子手続/その他の手続/自動車重量税の廃車還付制度 <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm> をご覧ください。

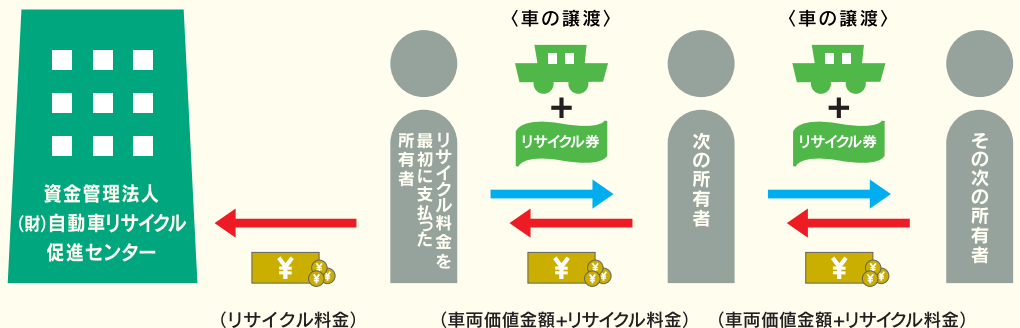
ご存じですか? 「自動車重量税の還付」 のこと



〈 中古車として売ったとき 〉

中古車を売った場合には、**リサイクル券**を次の所有者に渡すとともに、**車両価値金額+リサイクル料金**を受け取ってください。

中古車として 売ったときの リサイクル料金



詳しくは <http://www.jarc.or.jp/> にアクセス!
または自動車リサイクルシステムコンタクトセンター **03-5673-7396**